

平成17年3月29日  
原子力安全対策課  
(16-133)  
<14時資料配付>

## 新型転換炉ふげん発電所の第19回定期検査開始について

このことについて、核燃料サイクル開発機構から下記のとおり連絡を受けた。

### 記

新型転換炉ふげん発電所（新型転換炉原型炉；定格出力16.5万kW）は、平成15年3月29日に運転を終了し、廃止措置準備期間中であるが、運転終了後も運用する設備の健全性を確保するため、原子炉等規制法に基づき、平成17年3月30日より約6カ月の予定で第19回定期検査を実施する。

定期検査を実施する主な設備は、次のとおりである。

- (1) 原子炉本体
- (2) 核燃料物質の取扱施設および貯蔵施設
- (3) 原子炉冷却系統施設
- (4) 原子炉補助系統施設
- (5) 計測制御系統施設
- (6) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (7) 放射線管理施設
- (8) 原子炉格納施設
- (9) 非常用電源設備

※ ふげんの定期検査対象設備は、本格運転中とほぼ同様であるが、以下の設備については点検対象から除外された。これにより、定期検査の点検・検査項目は従来に比べて約3分の1となっている。

- (1) 非常用炉心冷却設備、原子炉冷却系等

原子炉内の燃料集合体を全て取り出し、燃料集合体を再び原子炉に装荷できない措置（再度運転できない措置）を行い、平成16年2月20日に、原子炉等規制法（研究開発段階炉規則）に基づく経済産業大臣の承認を受けたことから、定期検査の対象から除外できることとなった。

- (2) 蒸気タービン

電気事業法に基づく自家用電気工作物廃止報告書を平成15年5月に国に提出しており、電気事業法に基づく蒸気タービンの定期検査は実施しない。

定期検査終了予定時期

平成17年9月末

問い合わせ先(担当：宮川)  
内線2353・直通0776(20)0314

